

平成22年10月25日

問い合わせ先  
福祉保健局総務部企画計理課  
電話 03-5320-4019

東京都社会福祉審議会「福祉の将来展望における論点」検討分科会  
(第4回・拡大)の審議結果

- 1 開催日時  
平成22年10月25日(月曜日)午後6時30分から午後8時30分まで
- 2 場所  
都庁第一本庁舎33階 南側 「特別会議室S6」
- 3 出席者  
(委員)

三浦	文夫	日本社会事業大学名誉教授
高橋	紘士	国際医療福祉大学大学院教授
小口	芳久	慶応義塾大学名誉教授
平岡	公一	お茶の水大学教授
川尻	禮郎	東京都民生児童委員連合会会長
鈴木	聰男	東京都医師会会長
小濱	哲二	東京都社会福祉協議会副会長
浮田	千枝子	帝京平成大学教授
久保	美弥子	主婦
澤地	昭彦	生活相談員

(臨時委員)

園田	眞理子	明治大学教授
和気	康太	明治学院大学教授
- 4 議事
  - (1) 意見具申(骨子)案について
  - (2) その他
- 5 議事録

開 会

午後6時30分

○奈良部企画担当課長 時間になりましたので、ただいまから第4回「福祉の将来展望における論点」検討分科会を開会いたします。

本日はお忙しい中、また夜おそくになってしまいましたけれども、ご出席をいただきましてどうもありがとうございます。私は7月16日より、ちょうど前回の拡大分科会が終わりました直後から当分科会の事務局の書記を担当させていただいております福祉保健局企画担当課長の奈良部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず、議論に入っていただく前に、事務局から何点か連絡させていただきたいと思います。

まず、本日の出席状況なんですけれども、こちらについてご報告させていただきますと、本日も出席の委員が予定でいらっしゃる方が12名なんですけれども、まだ2名の委員がちょっとおくれるというご連絡をいただいております。

本日につきましては、ご欠席された委員のうち7名から委任状をちょうだいいたしておりますので、本日の会議につきましては、出席の方と委任状とあわせまして半数以上という定足数に達していることはご報告させていただきます。

また、9月1日付けで委員の交代がありましたので、ご紹介させていただきます。中村晶晴委員にかわりましてご就任いただきました、東京都社会福祉協議会副会長の小濱哲二委員でいらっしゃいます。

○小濱委員 小濱でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○奈良部企画担当課長 また事務局側の職員につきましても、前回の分科会以降、ちょうど人事異動がございまして、一部の幹事、あとまた書記が入れかわっております。そちらにつきましては省略させていただきますけれども、お手元でございます東京都社会福祉審議会の幹事名簿及び書記名簿を配付させていただいておりますので、こちらのほうで、ご確認ください。

続きまして、お手元に配付いたしました資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第が一番上にございまして、そのあと資料1になります。こちらは、これまでの審議経過をまとめたA3の資料になっております。次に、冊子になっております。資料2のほうが見具申になっております。その他、参考といたしまして、委員名簿、幹事名簿、書記

名簿、起草委員の名簿、それから、次回になりますけれども第58回の総会の開催通知が置いてございます。この58回の総会につきましては、また閉会の前にご説明をさせていただきたいと思っております。

今の点で、何か漏れ等ございますでしょうか。

特になければ、次に会議の公開についてご説明いたします。本分科会の会議は、原則として公開となっております。なお、当分科会の議事録につきましては、都のホームページに掲載され、インターネット等を通じて公開いたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

これから先の議事進行につきましては、高橋分科会長をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高橋分科会長 ちょっと通例よりはおそい時間スタートでございまして、大変、ちょっとお足元も悪そうで、ご参集いただきましてありがとうございます。

前回の分科会は7月に開催をさせていただきました。その際は起草委員会で作成をいたしました骨子案をお示しいたしまして、ご意見をいただいたわけでございます。その際、作業に大変裨益する意見を多々ちょうだいいたしましてありがとうございます。その後、その骨子を起草委員会で文書公開いたしまして、本審議会としての意見具申の案として、今日お示しをしたわけでございます。

大変、事務局も頑張ってくださいまして、相当、起草委員会としては、天馬行くがごとく議論が相当交わされまして、それを何とか文章として定着するという作業を事務局がご尽力いただきまして、何とか今日ここまでこぎつけました。といいますのも、後からご紹介いただきますとおり、多分この種の審議会としては初めて扱うテーマが多々ございまして、言ってみれば、わかっていることを答申してもしようがないと。しかし、わからないものは書けないと。しかしながら、どうやってこれから課題を提起したらいいかという、前半は今までの東京都の取り組みのレビューでございしますが、後半の部分はそういった内容を含んでおりまして、起草委員会としてもまだまだちょっと自信のないところも多々ございます。逆にお読みいただいて、これはわからんと、理解しかねると、そういうこともあるかと思いますので、そういうことを忌憚のないご意見をちょうだいして、意見具申でございしますが、こぎつけたいというふうを考えておりますので、よろしくご協力をお願いをいたしたいと思っております。

三浦委員長にも、最終段階でいろいろとご意見をちょうだいすることができました。

そんなわけで、まずは事務局のほうから資料説明をよろしく願いをいたします。

○奈良部企画担当課長 では、お手元にごございます資料1及び資料2についてご説明させていただきます。

まず、資料1のほうをごらんください。こちらは第18期東京都社会福祉審議会の審議経過をまとめたものでございます。

昨年の12月に総会を開催いたしまして、三浦委員長のほうから意見具申のテーマについてご提言をいただきまして、意見具申のテーマですね、「福祉の将来展望における論点」ということで、テーマが決定されました。

それから、今年に入りまして、まず1月にゲストスピーカーをお呼びしまして、実際に今、福祉の現場で新しい取り組みをされているNPO法人と、あと介護の高齢者総合ケアセンターこぶし園の施設長の方からお話を伺いました。

4月にまた検討分科会を行いまして、こちらは今、先ほどの名簿にあります臨時委員の方々から、いろいろなこちらにありますような事項につきまして発表をいただいております。

その後、起草委員会を4回開催いたしまして、意見具申の骨子を取りまとめていただきまして、先般、7月に開催いたしました拡大分科会におきまして、それについてご意見をちょうだいして、拡大分科会としての了承をいただいております。

それから、また8、9、10と月1回、起草委員会を開催して、起草委員の方々からいろいろご議論いただきまして、今回資料2のような形で意見具申の案を取りまとめてございます。

では、意見具申のこれからの案につきまして、資料2をもとにご説明させていただきます。

実際、内容的には7月にお示ししました骨子をより細かくまた膨らませたような、細かくかみ砕きまして膨らませた形でまとめておりますので、全体の内容ですとか流れについては大きな変更はございません。

まず、目次を見ていただきますと、目次で若干変わったところがございます、7月にお示しした場合は3章立てになっておりまして、1章、2章はこのままなのですが、今2章の第4節に置いてあります行政の施策展開における留意点というのが、第3章で1つの章にまとめておりました。ただ、この間、また起草委員会で議論していただく中で、第2章の流れで、まず東京の将来像、それからどのようなニーズがこれから求められているか、そのニーズに対する資源というのはどういうものがあるか、そうしたものを踏まえて行政としてどうしていくかという形で、全体流れた中での行政の施策展開における留意点になるだろうということで、別の章立てにするよりは第2章の中の流れに置いたほうがより自然であるという判断から、第4節という形で第2章の中に入れ込む形になっております。

ただ、書いてある内容につきましては、もともと骨子でご了承いただいた内容を踏まえておりますので、全体としての構成等については大きな変更はございません。

では、あとは内容に沿いまして、中身に沿いまして大体概要のほうをご説明いたします。

まず、1ページをお開きください。こちらは、「はじめに」ということで、この意見具申をどういう経緯でやることになったかということが、まず書いてございます。国において、社会福祉制度にかかわる幅広い検討が進められている中で、今後の東京都の福祉政策を考えていくための視点を明らかにすることが必要である。こうした観点から視点を考え、それがこれから東京都が将来の福祉施策を展開するための基盤になるものであると。そういう形で検討を始めることになったというのが書いてございます。

2ページをお開きください。そうした経緯で、現在検討を進めているわけなんですけれども、この中で、この東京の福祉施策の将来を考えるに当たって、今までの認識の延長では対応が困難であるというのが委員会の中で出た話であると。どういった点が今までと変わってきたものかというのが、簡単にまとめてございます。

例えば、人口構成の変化など、地域の特性を踏まえた施策展開がより重要になってきている。あるいは、現行の福祉サービスでは支え切れていない生活上のニーズの存在が明らかになってきた。あるいは多様な事業主体による創意工夫がある取り組みがいろいろと芽生えてきていると。そうした新たな動きに留意が必要である。このため、こちら3ページのほうになりますけれども、今回は、今後の施策展開を検討していく上で留意すべき視点を示し、今後の議論の基盤を提示することに注力したと。

こちらの後、前回の拡大分科会と前後しまして、高齢者の所在の不明問題というのがかなり話題になっておりまして、そうしたことにも若干触れておくほうがよいのではないかというのが起草委員会でも出ましたので、こちらの3ページの第2の параグラフのほうにそうしたものを入れています。そうした問題が起きたこともあり、また今回思いを新たにして議論を交わしたということが、ここに付記してございます。

この後、最後のパラグラフで意見具申の構成について、1章で「まず東京都の福祉改革のあゆみ」を、2章では「福祉の将来展望における論点」として論説をまとめたということをここで、まず触れております。

では、4ページをお開きください。こちらから第1章になりまして、「東京都の福祉改革のあゆみ」になります。今後、1節でまず経緯、2節で概要、3節のほうで実際どのような施策を展開したかという具体例に触れております。

あと、福祉改革までの経緯につきましてですけれども、このきっかけになりましたのが、やはりこの同じ社会福祉審議会の平成8年12月に出されました意見になっております。当時、平成8年の福祉施策の充実というのは喫緊の課題である一方、当時かなり財政的に東京都も苦しい状況だったものですから、総量としての財政抑制という課題にも直面していると。そうした中では、施策の優先順位を明確化すること、既存事業の再点検など、福祉施策の組み替えが必要であるという意見をちょうだいしております。そうした意見をいただきまして、5ページのほうに書いておりますけれども、都としても平成12年に福祉施策の再構築に着手いたしました。そして、福祉サービスを利用する人の主体的な選択を重視に向けた福祉改革を推進していくこととなりました。

こちらは6ページまでそうしたところの都の考え方等を書いてございまして、これについては前回、骨子でご説明したものと内容は同じになっております。

第2節になりまして、ではその福祉改革というものはどういうものであったかという概要を総論としてまとめてございます。

まず、東京の福祉改革の最初のきっかけといいますか、大きな考え方を示したものとして、東京都福祉改革推進プラン、こちらを都としては平成12年12月に策定しております。こちらに全体構成がまず7ページのほうにございまして、8ページのほうをお開きいただきますと、この考え方をまとめてございます。こちらを要約いたしますと、やはりまず福祉サービスに限られた人のものでなくて、だれもが利用するものとなった中で、既存のシステムを改めて利用者がそれぞれの生活実態に即して、必要なサービスを楽しむことができるシステムに再構築していく必要が生じてきたということが書いてございます。

そうした中で、今後、都はどのような形で福祉施策を進めていくかということ、キーワードを3つ示しております、8ページ後半から9ページのほうに書いてございますけれども、まず利用者がみずから必要なサービスを選択できること、さらに多様な事業者による競い合いを促すこと、そして身近な地域の特性を生かしたサービスが提供される基盤をつくりまして、福祉サービスの提供システムを利用者志向であること、また効率的なものに変えていくこと、これを東京都としては福祉改革というふうに位置づけております。

そういう考えに基づいて福祉施策を展開してきたんですが、その後その考えをもう一段上に引き上げまして、さらに改革を進めるために、2年後になりますけれども、14年の2月に「T O K Y O福祉改革S T E P 2」というものを新たに策定しております。こちらについては、大きなコンセプトが2つございまして、まず1つが、こちら9ページのほうに書いておりますけ

れども、重装備施設の偏重の従前の画一的な福祉を改革し、地域のケア付き住まいを重視したきめ細かな福祉を実現すること。そして10ページのほうになりますけれども、多様な主体の参入による競争を促し、公立・社会福祉法人中心の供給体制を改革するとともに、利用者選択を支える仕組みをつくるという、この2つのコンセプトに基づきまして、地域の住まいを重視した福祉に転換し、多様な主体の参入や行政中心のサービス提供体制の改革、あるいはサービス評価、情報提供の仕組みを構築していく、そうした施策に取り組むようになりました。

その後、さらにもう一つ、東京都のこれは組織的な問題でもあるんですけども、福祉分野の福祉局と、あと衛生分野を司っておりました健康局が統合しまして福祉保健局が発足いたしました。それにあわせまして、福祉・健康都市東京ビジョンというものを都はまた策定いたしました。これは福祉と保健医療というのは、やはり両分野はなかなか近いものがありながら、一緒に施策をどう展開していくかというのをまとめたものというのを今までつくっていませんでしたので、局統合を機に福祉と保健医療の両分野を貫く初めての基本的な方針としてビジョンのほうを取りまとめました。

ビジョンでは、大きく4点ほどポイントがございまして、11ページから12ページにかけて書いてございますけれども、時代が大きな転換点にあるという認識のもと、新しい自立の実現を目的として掲げておまして、12ページのほうに書いてございますけれども、施策展開の3つの視点を挙げまして、行政の役割をシステム全体の調整者と位置づけたものになっております。

こうした様々な計画ですとか方針というのを立ててきたわけなんですけれども、実際には福祉改革において具体的にどのような事業を展開してきたかというのが13ページ以降に記してございます。こちらにつきましては具体的な事業の内容ですので、後でまたご確認、事前にお渡ししておまして、もう読んでいただいたかと思っておりますので、ざっとだけ説明させていただきますと、まず、13ページのほうで利用者が安心して選択できるための仕組みづくりということで、情報ですとか相談支援機能、契約支援機能を整備するための展開した施策について幾つかご紹介しております。

15ページにまいりますと、こうした選択をするための仕組みはできたけれども、そもそも選択するサービスというのがきちんとありませんと、幾ら選択する仕組みがあっても利用はできないと。利用者が選択するために必要なサービスの質と量を確保すること、多様なサービスを気軽に利用することができる環境整備のためにさまざまな施策をまた展開してきた。その例が18ページまでにわたってご紹介してございます。

18ページにまいりますと、こうしたサービスをよりよいもの、利用者本位のものとするため

に事業者間の競い合いを促進する。そうしたことについて多様な事業者が福祉の分野に参入するための環境整備を行ってまいったわけですが、そうした取り組みについてご紹介しております。

20ページに入りますと、「地域の力と特性を活かした身近なサービスの提供」ということで、だれもが自由に社会参加できる環境や地域の特性を生かす仕組みづくりですとか、あと福祉のまちづくりの推進、区市町村の取り組みを促すための包括補助制度などについてご紹介しております。

22ページのほうをお開きください。こちらで、「社会の変化に合わせた新たな課題への対応等」という形で、そうした施策を展開しながらも、さらに社会はどんどん変化していきますので、そうしたものに行政としては対応した施策の展開というのが必要である、そのためにどうした取組をしてきたかというのは、こちらのほうで検証しております。

そうしたそれまでの都の取り組みを27ページまで概観しまして、28ページのほうに「第1章を終えるにあたって」の検証のまとめがこちらにあります。実際、福祉改革の意義というのは何だったんだろうということで、これまでの福祉のあり方に関するさまざまな都が行った検証というの、いろいろなところで実は議論されていたものはあると。ただ、こうした議論されていた事項を現実の施策として具体化し実践してきたことに福祉改革の意義があるのではないかと。そうした形でこちらのほうをまとめていただいております。

いよいよ本日のメインになりますけれども、第2章「福祉の将来展望における論点」、こちら29ページからご説明させていただきます。

こちらは先ほども申し上げましたように、4節の構成になっておりまして、29ページ冒頭にありますけれども、第1節で東京の将来像ということで、人口構成の変化について着目した形で、将来像をかなり詳細に検証してございます。そうした中から、第2節で、ニーズの観点からどうしたことに留意すべきか、第3節で、そうしたニーズを充足する資源の観点からの留意点、第4節で、そうしたものを踏まえて行政が今後どのように施策を展開していったらいいのか、そのときに留意すべき点について第4節で述べております。

では、30ページをお開きください。これからの人口構成の変化について、かなり詳しく追っております。

まず日本の総人口が減少過程に入った中で、ただ東京はいましばらくは増加の傾向にあるということを書いております。ただ、人口の総数が減少する社会の中でも、高齢者人口は増加していると。特に介護等の必要が厚くなります75歳以上の人口の増加が激しい。特に東京の高齢

化の伸びというのは、今後全国の平均より高くなる。ただ、これは東京のみというよりは、大都市地域における共通の現象であるということもあります。

31ページにまいりますと、その一方で東京の合計特殊出生率は全国では、今もそうなんですが、最下位であると。また、世帯規模も全国に比べると小さく、平成42年には、都は全国で唯一、世帯人口が平均で2人を下回る状況になると。ひとり暮らしの高齢者の割合なども高くなっております。また、持ち家率も他県に比べると低い。そういう中でひとり暮らしの高齢者で、かつ借家住まいになりますと、生活基盤が脆弱であるということが31ページから32ページにかけて1つ問題点として指摘されております。

それ以降は、平成17年と平成47年になったときと比べた場合に、人口が大体各地域でどのような形で変化しているというのを書いてございます。例えば全体では人口は1%程度、東京では増加しております。ただ、高齢者人口の割合が高いものですから、年少人口や生産年齢人口はともに減少していきます。そうした人口構成も、全体の傾向は同じなんですけれども、ただ、構成比等を見ますと区市町村によってかなり違いが生じております。

33ページにありますけれども、区市町村によっても全体の傾向は似ているものの、個々の内訳が変わっておりますので、各自治体によって施策の優先順位というのがそれぞれ異なるだろうと。また、人口構造の変化を踏まえた施策展開がより重要になってくる。特に構成比の問題になりますけれども、実際に現物給付を行う自治体としましては、構成比だけでなく、どのくらいのサービスの対象がいるのかという実数の把握も非常に重要になってくるということが指摘されております。

また、34ページになりますけれども、区市町村レベルで見ましても、またその地域内で変化にも留意をしなければいけないと。特に高度成長期に整備された地区ですと、あとまた、これはこちらにはないですが、近年人口流入が多い地区では、高齢者や子どもの人口というのは大きく異なってまいりますので、日常生活圏域単位での施策展開については対応が必要になってくるだろう。

35ページから38ページにかけましては、人口の変化と2005年と2035年を対比した表を区市町村別に載せております。全体ですが、若年人口の現象と高齢者人口の増加という傾向は共通しておりますけれども、そうした中でも各区市町村の違いがわかるように、それぞれ括弧して構成比も入れてございます。こうした東京都内における中でもいろいろな違いがあるというのを把握した上で、第2節のほうの、主にニーズ（必要）の観点からの留意点というところに入ります。

40ページをお開きいただきますと、生活支援のためのニーズを整理する際の留意点を今後述べる形でまとめてあります。

第1にまいりまして、41ページ、「新しい互助ともいうべき機能」について。この言葉は、先日、拡大分科会の際に三浦委員長からもお話がありました。そうした視点が必要なんじゃないかというお話もいただきまして、起草委員会の中でまとめさせていただいております。

どういふものかといいますと、まず41ページのほうでは、福祉サービスの有効な利用のためには利用者のサービス選択における情報提供や相談対応等の充実が必要であるということをお述べておりまして、42ページにまいりますと、その利用者が情報を得たり相談するという中で、利用者の生活の全体を考え、それに寄り添い、ともに考えていく機能、そうしたものをニーズとして明確に位置づけることが今後必要ではないか。その機能というものを今のところ、括弧しまして「新しい互助ともいうべき機能」という形で位置づけさせていただいております。

そうした中で、ただ現実には、利用者がサービスを選択するという前提が成り立ちにくい場面がある。その選択に行きつかないときに、この新しい互助ともいうべき機能というのが、必要な資源と利用したいという利用者をつなぐ機能の基盤となるものではないかというふうにまとめております。

43ページで、この機能の確立のためには、地域における取り組みをはぐくみ、持続的で普遍的なものとしていくことが重要である。施策の立案、実施に当たってもこの機能の必要性を常に考慮すべきだということが指摘されております。

2にまいりまして、住まいと居住機能について、こちらではまとめております。

まず、住まいというのを生活基盤とすると、高齢期にはこれに生活支援を加えていくことが必要である。そうした中で、44ページにいきまして、高齢期の住まいを考える上の留意点ということで、高齢期に付加する機能として、真ん中ほどに6つの機能、見守りから経済力まで6つの機能をまとめております。こうした機能、何が必要かというものは、世帯状況ですとか心身の状態ですとか収入など、それぞれの変化によって異なってくるということが指摘されております。

45ページをお開きください。45ページで、こちらの施設、今までの福祉施設というものについてはとらえ直しが必要だということが書いてございます。住まいとこうした機能の組み合わせとして整理していくこともできるのではないかと。

46ページにまいりますと、日本は欧米諸国に比べて高齢者人口に対するケア付き住宅の割合が低いことが指摘されておりまして、47ページで、住まいとサービスについては障害者あるい

は居住喪失者への対応を考える上でも、高齢者だけでなく、そうした視点でも重要であることを指摘されております。

3で貧困と社会的排除について、こちらも1つ事項を設けて論じております。近年、社会との関係性を持ってない中で、必要な社会資源にたどり着けない、社会サービスが利用できない人、いわゆる社会的排除という現象が起きている、そうしたものを踏まえた施策展開が必要ではないかと。それを考える上で、今までの福祉と、今起きている社会状況の中でどういったものが違うかということが、こちらのほうで書いてあります。やはり、まず留意点としましては、若年層の社会的排除というのが将来の生活形成に懸念が生じることですとか、あと48ページにまいりまして、子どもの貧困を解消し、貧困の連鎖を遮断することが重要である。個々のケースは状況により多様であるため、一律的な対応ではなくて、多様な対策が求められている。

こうしたさまざまなニーズがある中で、じゃあ、このニーズを充足するための資源を考える際の留意点が49ページ以降になります。

そのニーズを充足する資源としては3つ、民間の力と地域の力、そして行政の力というように、50ページのほうに図にもしてありますけれども、この3つがあると。これらを十全に機能させるための留意点について以下、述べてございます。

まず、1ですけれども、地域の多様な取り組みに注目し育成すること。地域の特性をとらえた取り組みにつきましても、現行制度ではとらえ切れないニーズやサービス展開における創意工夫があると。こうしたものを福祉分野におけるイノベーションと位置づけると。

51ページにまいりまして、こうした取組に見られるニーズですとか事業展開に工夫をし、分析し、行政あるいは民間の事業者が自分のものに取り組んでいくことが必要ではないかと。先進的な取り組みや仕組みを明らかにし、好事例として普及していく視点が重要とありますのと、あともう一点、ただ好事例だけではなくて悪い事例ですね。こちらにもありますけれども、貧困ビジネス等、そうしたものもニーズがあるからこそ発生しているということも踏まえまして、そこにあるニーズの存在を認めて、質の向上を促すという視点も必要ではないか。

52、53ページにつきましても、先ほどご説明しました地域の取り組みでご報告いただいた事例をまとめております。

本文はまた54ページにまいりまして、2として、地域の既存ストックの活用についてになります。地域に密着したサービス展開、人口構成変化を踏まえますと、地域の既存ストックを活用する観点が重要であると。今後は中長期的な視点から効果的、効率的にダウンサイジングしながら、どのように豊かな社会を創造していくかという方向へ発想を転換させることが重要、

縮小の社会技術というものも重要だということがございます。

55ページになりますと、社会保障給付と地域経済との調和について。社会保障制度というのは国民経済の負担になるという議論が多い中で、総需要拡大と関連する効果というのを有することにも留意すべきだと。あるいは自治体の地域振興施策との連携なども必要ではないかというので、こちらは鈴木委員のほうで提出していただきました参考試算例を付記しております。

56ページになりますと、サービス提供体制のあり方についてまとめてございます。福祉サービスを考える場合、生活圏域をベースにおいて、ニーズの把握とサービス、サービス提供自体の構築を目指す地域包括ケアの考え方が重要であると。その上で、効果的なサービス提供体制を構築するための留意点を述べているということで、57ページ以降、留意点を述べております。

まず、利用者は福祉サービスを自分の生活にとって必要であるか否かで判断することを踏まえ、対象者別、分野別を超えた視点から福祉施策や福祉サービスの提供のあり方を考えていくことが必要である。また、人材育成という視点からは、こちらのほうは57から58にかけてですけれども、一定規模の事業者の大きさが需要ですので、経営体としては一定規模以上、サービス拠点は小規模に、が求められている。あるいは、効果的効率的にサービスを提供するためには、サービス間の連携を進めることが重要。成功事例については普及させる仕組みを整えることが必要である。また、59ページにまいりますと、競い合いによるサービスの質の向上を図るためには、規制緩和の促進ですとか、利用者支援保護の仕組みの充実を図っていくことが必要であると、59から61ページにかけて述べております。実際、60ページのほうには、利用者の選択肢が多様化することにより実質的な競い合いが機能していく可能性もある。61ページにまいりますと、人材確保についてですけれども、福祉人材を確保するためには職場の魅力を高め、職員の定着率の向上を図ることが必要である。

最後は、行政の施策展開における留意点ということで、第4節にまとめてございます。

62ページでは、行政には住民が個別のニーズに応じて多様な事業者から適切なサービスを受けられるよう手配する責任を負っていると。その際には、地域の多様な取組から隠れたニーズを発見し、それに対応するための創意工夫を学び、政策に生かしていくことが必要である。

そうした中で2つポイントをまとめてありまして、1が福祉政策における研究開発の視点、特に評価が重要であると。63ページで、施策について必要なサービスが必要な人に実際に行き届いているのかという効果の観点と、限られた資源・財源を真に必要な政策に投入できるかという効率性の観点から評価・検証することが重要である。それが福祉政策における研究開発の視点ともいえるべきものという。64ページのほうで、都はこうした地域における福祉政策の研究

開発を促していくべきである。

2として、地方自治体職員の力量アップの視点について。福祉政策を充実させるについては、やはりそれを担う自治体職員の政策能力の向上が必要であると。どうした能力かといいますと、それが地域のデータやニーズと社会資源に精通し、福祉政策の研究開発を担うことができるフィールドワーク型の政策立案のプロの育成が求められている。

66ページに入りまして、こちらで「おわりに」ということでまとめになります。今後の施策展開を検討する上で留意すべき今回の意見具申の視点を提示したけれども、これは都が今後の中長期的な福祉を展望し議論する際の基盤となるものである。都が今回のこの提言を踏まえまして具体的な構想を立て、より質の高い福祉サービスの実現に取り組んでいくことを期待するという形で結んでございます。

あと、69ページ以降は資料になります。審議経過、委員名簿につきましては、今回の資料では省略させていただいております。あとは付属資料としまして、資料1で都の福祉施策の見直しの内容、これは平成12年度のものになります。資料2としまして、各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の状況。資料3で福祉施策の年表ですね。こちらは国の動向と都の状況とを一応一覧できる形でまとめております。最後、資料4としまして、今回の意見具申の中で幾つか過去の社会福祉審議会の提言に触れておりますので、今回の意見具申に関連したものも今までの審議会の意見具申の概要をまとめておつけしております。

以上になります。ちょっと長くなってしましまして申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

○高橋分科会長 ありがとうございます。今、事務局からご報告いただいたように、大きく2部構成になっておりまして、前半はこれまでの東京都の取組のレビューでございます。これは福祉改革、それから、この我々の審議会の答申を中心にまとめ、どんな施策が登場したかということ整理したもの。後半は、いわゆる展望論ということで、これはまだ施策に具体的に切り出すような視点まではいきませんが、我々の共通認識はやはり構造転換が起こっているんですね。人口減少社会という議論がほとんど一般化しているんですが、その社会経済のインパクトというのは意外と中途半端な理解といたらいいんでしょうか。言葉としては少子高齢化と言うんだけど、それが実はなかなか、人口の激変と書きましたけれども、実は例えば東京のことで言えば、多分、高齢社会対策部長の所管の話に仮になると、例えば施設についてですが、千葉、埼玉がこれから急激に高齢化の絶対数がふえるわけです。そうしますと、東京の高齢者は、相当、千葉、埼玉にお世話になり、とりわけ埼玉にお世話になっているケースがあ

って、そこがほとんど、多分これから機能しなくなるはずでありまして、そうすると結局、多分、そういうことを含めて高齢化問題を含めて、相当大きなさま変わりがあり、それを社人研の予測は、社会移動について非常に単純な仮定を設けておりますので、なかなか議論としては難しいんですが、やはり、だからといってそれを恣意的な仮定を置きますとこれも問題なので、社人研の議論を踏まえながら、やはり今どこへ行こうとしているのかという議論を市区町村別につくっていただきました。これはゆっくりごらんをいただきたいんですが、これを見ていただくだけで大変なことが起こるんです。

高齢者増の話でずっと言われておりますが、実は15～64歳の生産年齢人口、これは東京都にとってみれば担税者、税金を担う階層ですよ。これは区市町村で言えば住民税を担う階層の人たちで、これから急激に、単純に言えば88%ですから、東京全体で。1割を超える現象ですから、それだけだって相当大きなことが起こるわけですが、そういうことを踏まえて、そしてしかもマンパワーで言えば、生産年齢人口が減る中で、医療も含めて介護医療需要が増大するわけで、そこに人を振り向けなければ。東京は成熟したとはいえ、経済活動中心の役割はこれから担い続けるわけで、そういう意味では、人材確保の問題というのは相当、東京都問題として、全国の問題も含めて、東京都問題としてはかなりいろんな課題があるというようなことも含めた、経済予測よりは人口予測のほうが確かですから、それを踏まえて少しいろいろなことを考えてほしいという課題提起をいたしました。

そういう中で、それからもう一つは、既存の施策が想定していた事態が、私は前提崩壊社会と呼んでいるんですが、例えば、この間の100歳老人消失事件というのは、おじいちゃんやおばあちゃんが死んだら必ず死亡届を出すはずだという、これが暗黙の了解だったんですが、どうもそこがそうではないらしいということが、これはある種の前提の崩壊現象で、これはその他、福祉政策で言えば申請主義だったわけです。その申請をする力のない人が、要するに施策にアクセスする力がない人が急激にふえているわけで、これはさまざな形で、従来は地域のさまざな方々がおせっかいをしてというか、いい意味のおせっかいですが、あるいは民生委員さんはまたその大変大事な主力だったわけですし、あるいは施策につなげるという意味ではいろんな社会団体がそういう機能を果たしておりましたが、そこからまさに排除された人が急激に増大をしているということを含めて、これは今までの制度というのは自分でアクセスできるということを前提にしておりましたが、そうではない方々が、これは子どもから高齢者まで押しなべていろんな形が出てきて、そのあげくに悲惨な形で問題が発現するので、福祉課題という形ではなかなかとらえにくくなっているのではないかとということが、実は新しい互助とも言

うべき機能という、ある意味ではちょっと持って回った表現ですが、新しく、今までは互助のことを余り考えずに公助に結びつけるという給付行政という議論で福祉のことを考えておりましたが、いやちょっと待てよという議論をここでさせて、新しい互助というのは、新しく再発見すべき互助と言ってもいいかもしれませんし、今まで隠されてきたそういうものと言ってもいいかもしれません。これは伝統的な社会、共同的な社会の中で培われてきたものが、都市化の中で一度消えていたものですが、それをもう一回見直そうではないかというようなことをここで申します。

それから第2は、まさに生活の基盤は住まいということですが、今までは住宅政策、これ日本は住宅政策ってあったのかと思うような、持ち家政策なるものはあったわけですが、補充的に公営住宅をやるという、そういう考え方ですけれども、むしろ住まい方、これもご承知のように施設依存というのが非常にこれから急激に高まるわけで、それを東京都の試算で言うと、例えば特養で言うと、それをやると2兆円以上の、1人2,000万円お金がかかるという試算を猪瀬PTで出しています。そういうことを含めて、もう一回住まい方というのを見直す必要があるのではないかということで、これは臨時委員の園田先生のいろいろなアドバイスをいただきながら、住まいの上に福祉があるという、そういう視点で、そしてそういう意味で言えば、施設と在宅という二分法ではない住まいというものをもう一度つかまえて、その中でサービスを入れると同時に、そこにさまざまな互助的な機能というものがどういうふうに乗っかっていくのかという意識で住まいをとらえましたから、箱物としての住まい論ではございません。

そういう意味で、これはホームレスの議論なんかで言いますと、ハウスとホームというのがあるわけですね。ハウスというのは住む場所、ホームというのはそこで展開する人の営みということですが、だからこそ、施設にホームという名前をつけるというのは非常におもしろい議論だと思っているんですが、ホームならざるところにホームという名前をつけるわけですね。これも人間の修辞学上はおもしろい話ですが、それはちょっと余談でございますが、そういうことも含めて、その中でいろんな形で施設とさまざまな住まい方という議論を少し課題提起をさせていただきました。

貧困と社会的排除の話は先ほど申し上げたことかと思えます。

そういう意味で、資源論というふうに書きましたが、東京都でも地域福祉ということに注目しながらずっと議論をしてまいりました。なかなか決め手がないようなところもありますが、実は一方で前の意見具申でも触れました、東京都というのは、NPOが非常にアクティブに活動しているところでございますが、そういうことを含めて、地域に着目しながら、地域と民間

と行政をどういうふうにバランスさせるかというような議論をいたしました。

それから、既存ストックの活用、これは大問題。どうも日本は新しく建物を建てたがり過ぎるという指摘も確かあったかと思いますが、今までのものを再活用するというコンバージョンも含めて、これは現実には、空き家率11%という数字の中に、これを私的財産というのですが、これをどう考えていくかと、結構いろんな形で課題になるんじゃないですかという、そういう議論です。

それから、3は、社会保障給付というのを単に経済のお荷物だと考えないで、地域を活性化する資源として考えたらどうなりますかという、そんな課題提起をいたしまして、先ほどからの議論で言えば、高齢や障害や福祉課題等がこれから増大いたしますと、そこに供給と需給のギャップが生まれますから、そこに社会的な資源を金銭的にも投入せざるを得ませんが、それを地域に循環させるような仕組み、これがみそでございまして、ブラックホールのように医療法人や社会福祉法人と言うと語弊がありますが、あえて申し上げれば貧困ビジネスもそうですが、そういうものに吸い込まれるのではなくて、地域の営みに還元できるような様式というものを考えられないかという課題、そしてそれがまさに地域包括ケアの問題でもあると。そんな議論で整理をさせていただいて、行政としては、これもなかなかいわく言いがたい議論ではありますが、恐らく前からずっと言われることですが、評価の重視という視点はこれからますます地域力の活用とかNPOと共同ということになりますと、パートナーとしてどういうものを選ぶかということは、行政の評価力って結構大事でありまして、単なる監査とかそういうことではない、ヨーロッパではオーディットとかそういうものがいろんな形で機能しておりますが、そういうことを含めてイノベーティブな事業をし、効率的な事業をするための条件。

それから、地方自治体職員の力量アップというふうに書きましたけれども、これはなかなかいわく言いがたい話で、あえて東京都審議会として書くのはいろんな議論があろうかと思いますが、早い話、公務員頑張っただけという話であります。やはり、昨今のいろいろな動向で公務員に対して非常に厳しい見方がありますが、やはり公的部門を担う公務員の力というものはこれから非常に重要なので、その場合にどういう視点が必要かということ、あえてフィールドワーク型政策立案という、これもまだまだいろいろ議論があろうかと思いますが、そんな形で整理をさせていただきました。

やや、事務局のご説明にちょっといろんな余分なことも含めた注釈を私から加えさせていただきましたが、起草委員にお加わりの先生方で平岡委員と園田委員がお見えでございますので、もし補足があればちょっとご発言をいただけたらありがたいと思いますが。

それじゃ、平岡委員からよろしくお願いします。

○平岡委員 いや、結構です。特にございません。

○高橋分科会長 ありませんか。園田さんは。

○園田委員 私も特に。今日は皆さんにいろいろ議論していただければ。私たち臨時委員はかなり議論しましたので。

○高橋分科会長 ありがとうございます。

それでは、この意見具申の案についてお気づきの点がございましたら、どうぞご発言をいただけたらというふうに思います。ご質問等を含めて、なかなか事務局もいろいろ苦労していただきまして、ここまでまとまりましたが、まだいろんな意味でお読みの上でいろんなご意見、多々、論点がまだ整理し切れない、わかりにくい部分がいろいろあるかと思しますので、ご自由にご発言をいただけたらというふうに思います。

和気さんも起草委員で、ちょっとこっちを見てしまったので失礼しました。

○和気委員 私も下を向いていますから。

○高橋分科会長 社会福祉審議会として、やっぱり人口減少社会を想定して、それを踏まえたこういう議論というのは多分初めてではないか。今までは成長経済をどういうふうに配分するかという議論だったわけですから。はっきり言って、財政はますます厳しくなるわけですね。東京都はそれほどではありませんけれども、私はこの間鹿児島県へ行きましたら、県費が1兆円が7,000億円になって3割減だそうです。

東京都も多分例外、それほどではないとしても落ち込みが相当厳しいですよ。これから、この円高で法人住民税はどんどん難しくなるだろうし、なかなか厳しい時代。それと生産年齢人口、単なる景気の問題だけじゃなくて日本社会の構造的な問題ですから、そうすると、そこを踏まえながら、しかし先ほども言ったようなニーズ増はあるわけで、大変な巨大なニーズが発生するわけで、1つの県並みの75歳以上、百数十万、県人口並みがぼーんと増えるわけですね。

それで、しかも、お金の話と同時にいろいろなシステムとか人材の調整をすると、多分、あつという間に10年という感じなので、気がついてみたら手おくれというのは、まさに、例えば介護保険で言うと1990年にゴールドプランがあって、10年走ったので、介護保険がやっとスタートできたんです。施設というのは大体30年から40年使うわけですよ。それがレガシー、要するに負の遺産に、僕は多分、今建っている高層マンションが相当負の遺産になる。これは、我々の話はないとしても、実はあそこに住む方が大体、そのモデルで言うと35歳のときに30年のローンを組むわけだから、そこに住んだ人が30年たつと65になり、40年たつと75になると、

その75以上だと30%から40%、要介護、もつとなります。その中で認知症の人ということになると、あの高層マンションで認知症の人が1割、2割出たら大変なことが起こるということも含めて、あの高層マンションを見るたびにぞっとするんですが、そういうことを含めて超長期の視野というのは、実は我々の今の営みが将来を規定するという。

それから、人材だって、お医者さんなんかもその典型ですが、今、定員増をやったってそれが効いてくるのは15年後ですから。そういう意味では介護もそうですよね。古めかしい保護型の介護をやっている、それを切りかえて自立支援型の介護に切りかえると、さまざまな研修や思想の転換をやるためには、先生の頭を変えなきゃいけないとか、そういうことを含めてこれもやっぱり10年仕事。

そういう意味では超長期というふうに言いますが、やっぱり我々の今の意思決定が10年、15年先を規定するという、そういうことがありますので、そこら辺の留意点をあえて申し上げるというのが。

それから、互助の話も東京は地域の助け合いが非常に弱いということを簡単に言いますが、必ずしも私はそうでないのではないかという気がいたしまして、さまざまな活動を活性化するのは、まだいろんなやり方があるということも含めて、少しあえてこういう議論を後半のほうでさせていただいたという、そういうことでございます。ちょっと屋上屋を重ねる注釈でございましたが、何か、どうぞご意見ご感想でも結構でございますので。

どうぞ、小口先生。

○小口委員 7月のこの会議にちょっと欠席しまして、まことに申しわけございませんでした。

あらかじめ資料をいただいておりますので、この資料を読ませていただきましたけれども、非常によくできているんじゃないかと、思います。

それから、私は眼科医でございまして、こういう老年者の今まで失明される方が昔は平成16年までは糖尿病網膜症がトップだったんですけれども、今や緑内障。眼科の病気ではどうしても治療がなかなか難しい病気が残ってしまったと。ただ、緑内障は、今は眼科医の専門が悪いのかもしれないけれども、40歳以上の大体20人に1人が緑内障ということを考えておりまして、その4分の1ぐらいしか医療にかかっていないんですね。

そういうようなことで、これをうまくやれば失明はしないようにできるので、ですから、これから医療がかなり発達、発展しますので、いわゆる認知症の方も医療がどのぐらい、治療というところまで最近いっておりますので、少なくなる可能性はあるんですね。ですから、将来の展望という、この将来というのがちょっと引っかかりまして、何年ぐらい先を見越してこう

した答申をされているかという、そこが1つございます。とりあえず。

○高橋分科会長 この社人研の人口推計では一応2035年というデータがあるので、これを使っていますが、ある種のトレンドを見るためにこういう数字を使っておりますが、具体的に、例えば地域包括ケア研究会では2025年、平たく言えば団塊の世代が75歳に到達するのが2025年で、高齢化の問題だけに着目すれば、まさに団塊の世代が75歳に突入するまでが、いわゆる、前の介護保険の05年の答申風に言うと、最後の上り坂、それからプラトーになる。東京都の場合は、まだ若干状況が違うとはいいい、まあほぼ全国。

そうすると、この上り坂はかなり、そこにプラトーになるまでの構造をどうつくるか。それが一方で生産年齢人口の縮小と、少子化をよく誤解する議論があるんですが、もう子どもを産む人口も減っているわけですから、そういうことを含めば、これは少子化対策ではなくて、子どもをちゃんと育成する対策というのはものすごく大事だということ、相当、資源はそこにもう割かないといけないのでということを含めて、これもだからまさに15年、25年ぐらいを多分パースペクティブとして見る。

例えば、施設も多分30年から、福祉医療機構なら20年でしたっけ、融資期間。銀行は三十何年とすると、やっぱりそういうパースペクティブで投資が行われるわけですから、これはやはり公共投資もそうですよね。そういう意味では、それぞれの我々のまちを規定するものは、相当ロングライフの形で、もう今、既に過去のしがらみが、随分、東京の西口でちょっとバリアフリーの観点からいろいろ問題が、私はあるなど。老眼になって初めてそういうことを気がつきましたけれども、そういうことを含めて、今までの環境が規定すると同時に、これからさまざまな形で、そういうものをどう直していくかも含めた投資ということになると、10年、20年までやっぱり見通して考えないといけないので、住まいはことにそうだというように思うんですが。

たしか園田先生が、大変おもしろい指摘をあるところでされましたよね。2LDKとか3LDKだと共同居住が可能だけれども、1LDKとか1DKをずらずらと高専賃で並べちゃうとかえっていろんな負荷が起こるのではないかと、ご指摘をあるところでされていて、大変、私、おもしろく伺ったんですが。ちょっと少し補足、今の話、全体の議論として関係があるので。

○園田委員 ありがとうございます。

今、お話しいただいたことは、私、最近つくづく思ったんですが、日本人は65歳を過ぎた後、どこでどういうふうに生きてどう死ぬかということの、実はお手本、特に都市に住んでいる人はそのお手本を持ち合わせていないんですね。

今までは具合が悪くなると病院。それから、介護保険以降は家で生活できなくなると、特に家族が施設というふうにこの10年やってきたわけですが、実はそうってからではなくて、本当に退職した後、どこでどういうふうに生きて、看取られて亡くなるかというところが全くなくて、それが施設か病院ということに、今までは少なくともこの20年間ぐらいはなってきたと思うんですね。

それでもう一回、それを本当にいやされて慰められて看取られるというところが、今、高橋先生にお話しいただいたところで、東京の大都市のこれからの高齢化というのは、いわゆる戦後核家族の老後問題と思うんですね。最後は専業主婦の最後の看取りの問題だというふうに申し上げていて、そうすると、親不孝でも何でもなく家族にもそれを支える力がないときに、じゃどうしますかというときに、今までずっと個室とか、あるいは高専賃というのは1LDKとかという話をしてきたんだけど、そうではなくて、そうなった人たち同士が支え合う、もう一つの新しい互助という形で共同居住、そうしたら高橋先生があるところで、共暮らしとおっしゃったんですが、ひとり暮らしがあるなら、共暮らしもあってもいいんじゃないか。その共暮らしの場として、新しい建物を建てなきゃいけないのかというと、実は今まで家族がみんな共暮らしをしてきたので、ファミリー型の普通の住宅とか普通のマンションを上手に活用していくというようなところに新しい可能性があるんじゃないかという、そういうようなところを、最近、折々議論させていただいて、今回もそういうところのフィロソフィーエッセンスをかなり申し上げて盛り込んでいただいて、皆さんもそういう雰囲気になったかなというふうに思います。

以上です。

○高橋分科会長 園田先生、伺った議論をちょっと補足させていただくと、高専賃で見守りというのをやると、1戸3万円という計算をお出しに。そうすると、要するに普通の家賃で3万円オンしなきゃいけない。そうすると、多分、遺族年金層ですね。要するに、自分で年金を持っていれば払えるかもしれないけれども、被用者年金、遺族年金とすると半分になるわけですから、そうすると通常の家賃でさえ相当、高専賃ではそれなりに東京の場合高いと。それにそれだけのオンすると、やっぱり非常に難しい。それを共暮らしシステムだと、多分その3万円の部分が相当軽くできるという、要するに互助の活用って、実はそれを一昔前は安上がり福祉と言われて総攻撃に、たしか三浦先生、あつたと思うんですが、実は、そっちのほうがハッピーだということになれば、それは安上がりでも何でもなくて、逆に言うと、そういうことを含めてどうも安上がり福祉論とか、財政のことは考えるなという時代はもう終わりましたから、

そういうことを含めて、むしろ新しい私たちの満足度を高める方向でいい生活の仕方ってないだろうかという議論は、やっぱり模索しなければいけない。

ただ、たしか、社会学のオグバーンの議論で言うと、価値観というのは一番おそく変わるといことがあって、そこら辺のことで言えば10年、15年というのは相当、それでさえ短いかもしれない。また、個人主義的な思想や施設依存だとか病院依存の思想が、これは相当長い間、ずっと我々を規定してきましたから、それを変えるということは相当大変なことだなというふうに思いつつ、だけど、そういう議論をせざるを得ないところまで、我々は来てしまったのではないかというのが、この作業をさせていただく上での実感でございます。

言ってみれば、東京都の社会福祉審議会としてこういう議論をするということは、審議会からできるという側面と、審議会でもこういう議論をせざるを得なくなっちゃっているという、今までは多分どういう施策を打ったらいいかという、それはそういう話での議論だったわけですが、どうもそこまでは。それは、それぞれの個別の部局でお考えいただくことではあるけれども、それを通底するような考え方の転換の時期に来ているのではないかという、そんな考え方でこの作業が行われたというふうにご理解いただけたらと思います。

はい、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 大変よくまとめていただけたと思います。

58ページなんですが、ちょっと意見だけ申し上げます。医療と福祉のサービス間の連携、これは当然必要だろうと、いくつか例が挙がっておりますが、実際は医療と福祉というのは、ぴたっと線引きができないで、医療だと思っているうちに福祉になって、福祉をやっているうちに医療が入ってくる、その辺が1つ。

それから、医療といいましても、申し上げるまでもないんですが、さっきもお話がありましたが、少なくとも高齢者の場合、急性期の医療が必要なのか、慢性期の医療が必要なのか、あるいは身体的な障害が表面に出ているのか、精神的な障害が表面に出ているのか。さっき、ちょっと認知症というお話がありましたけれども、そういう非常に複雑なものがこれからどんどん出てくる。両方入る人もいますので、それを一つ一つ医療の種類、あるいは急性期、慢性期の種類まで挙げて提言をするというのは大変ですので、ただ、どこかに、今ちょっと申し上げた、医療と福祉の境目は余りはっきりしたものではないということと、医療にも非常に多種多様であるという、それを必要とする人、あるいは障害の程度も身体的なものから精神的なものまで非常に多様であるので、それらについても十分な検討は、将来必要であるというぐらいは、どこかに入れたほうが、これをずっと読んだ人がもしそれを探していますと、何だ、ないんじ

やないかと言われるかなと、そんな気がしましたので、お願いいたします。

○高橋分科会長 ありがとうございます。急性期医療の話とそれから長期ケアの話が、少し整理をしたほうがいい。医療介護方式なのかもしれませんよね。そういうことを含めてちょっと、今のご意見、大変ありがたく思いますので、点検をさせていただいて、今のご意見に沿う形で。

ただ、はっきりしているのは、大きな流れとしては、外付けにするという話ですよ。今までは制度によって、例えば医療が受けられる、例えば老健施設の場合、特養の場合、それぞれ医療を受けるため、退所して病院に行かなきゃいけないという、それをもう少しあり方を変えざるを得ないという議論は、国のほうではこれから進むはずですから、そういうことも含めて。あと、急性期医療の話と長期ケアの話はまたありますので、整理をさせていただきたいと思います。

小口先生がおっしゃったように、認知症も団塊の世代が生じるまでに間に合うかしらという議論を、間に合えば、認知症の機序がわかり始めていけばコントロールの可能性という議論は取りざたはされていますが、さて間に合うのかなという。それにしても、人は老化するわけだから、それをどう考えるかと。認知症もいろんな認知症がありますから、アルツハイマーはコントロールできたとしてもとか、いろんな議論があろうかと思いますが、これはちょっとそこまでは書き切れないような気がいたしますが、いかがでございましょうか。どうぞ、お気づきのこと、ご質問を含めていろいろあろうかと思いますが。感想でも結構でございます。

とりわけ、公募で都民としてご参加いただいた久保委員や浮田委員、何かご感想、あるいは注文等、もしございましたらご発言いただけたらありがたく思います。あと、澤地委員もそうですね。ぜひ。どうぞ。

○浮田委員 非常に感想レベルになってしまうんですが、いくつか読んで感じたことがあります。これはだれ向きに書いたものなのかなというのが、率直なところの私の感想でした。

というのは、私は事前に送っていただいたものを2回ほど目を通したんですけれども、2回目を通しても、私の頭では頭に入ってこない。つまり、こういう意見具申の性格上、専門的な用語であるとか、あるいは横文字であるとか、そういうものはある程度仕方がないということとはとてもよくわかるんですけれども、もし公表された場合に、これを一体何人のどれだけの人が本当に、都民として、自分の問題としてわかるんだろうかというのをすごく感じました。

私が一番、そういう意味でこの中で刺激のかつ興味を持ったのが、東京の人口減少の問題で、これは非常になるほどだと思います。そのわかりにくさというのは、もしかしたら整理の問題なのか、何かちょっとよくわからないですけれども、とにかくわかりにくいというのが率直な感

想です。それが1点目。

それからもう一つ、どういのかなと思ったのは、これは本当に私の感じ方なんですけれども、競い合いという、事業者間の競い合いということですよ。競い合いという言葉自体は以前の答申の中でも使われているようですし、3つのキーワードの1つにもなっているんですけれども、この59ページにある競い合いによる良質なサービス、その後、福祉人材の確保、良質な福祉人材の確保。これは先の問題として、確かに競い合いという視点の重要さはわかるんですけれども、競い合いの結果が今の介護あるいは保育等々の非正規職員の問題、給与の問題ということに行きついているとすれば、この相反するような2つの問題をどのようにつなげていくのかという、そこをぼんと両方とも大事だというふうに出しているだけのような気がして、ここを何かうまく、もし競い合いということと人材の確保という、これをつなぐ何かがあるといいのかなというのを思います。それが何かというのは、申しわけございません、感想にしか過ぎないんですけれども、大体、以上、2点でございます。

○高橋分科会長 ありがとうございます。前者のご指摘は肝に銘じて。多分サマリーをつくる段階で、ちょっと単なる圧縮じゃなく、意見具申の概要をつくらなければいけないので、そのときに少し今のご指摘を踏まえて工夫をしていただくということで、ご相談をさせていただけたらというふうに思います。

競い合いの論点も、これは大変重要な論点だと。これはもともと東京都の福祉改革ビジョンで使った言葉ですよ。

○事務局 はい。福祉改革推進プランで。

○高橋分科会長 これもある意味で言えば、競い合いと言いつつ、いつも出てくるのはフェアな競い合いじゃないじゃないかという、要するに社会福祉は税金を納めていないという、イコールフットィングの話がいつも出てきて。

それから、東京都は総量規制は賛成ですか、反対ですか、介護保険で言うとわかりませんが、総量規制が結果的には競い合いをそいでいるという、そういう根強い意見もあるんですね。それは、どうも保険料対策で言うと総量規制したいという議論があるんですが、そのおかげで逆に言うといろんなものをつくり出して、規制が住宅型有料みたいな不思議なものをつくってしまった。住宅型と言っているくせに、要介護の人を入れる住宅型が小規模のものでできてしまった。あれは総量規制の影響だという、そういう議論もありまして、なかなか難しい議論が後ろに隠れていると思いますが、今のご指摘を受けて精査させていただきたいと思います。

久保委員、何かコメント等ありましたらお願いします。

○久保委員 もう説明されてしまいましたから、やっぱりすごく意識の転換というのが、早く急がなければならないというのは、介護の現場に入っていてすごく思います。

今、介護状態になっている方の意識は、非常に福祉がやるべきだ、行政がやるべきだという方がまだまだたくさんいて、財政難とかそういう頭は全然なかったりするんですね。

それから、あともう一つは、昨日、一昨日も社会福祉協議会の方で、地域のサロンづくりを進めてほしいという会議に出たので、会話に出ていたんですけども、地域というのが本当に難しく、自発的なこの地域住民のつながりというのが、やっぱりいろんなところで模索しているけれども、やはり自発的になかなかいかないというのを実感しております。

○高橋分科会長 ありがとうございます。これはある意味では東京都の立場と、今度は区市町村でいろいろお取り組みをいただかなければいけないという、あるいはそれこそ社協の取組等を含めて大きな課題かということですが、ちょっと言いつ放しかもしれないということも含めて。ありがとうございます。

澤地委員、何かご意見ございますでしょうか。

○澤地委員 どうもありがとうございます。この今回の意見具申についてはよくまとまって、大変努力されていると思うんですが、私、普段、生活困窮であるとか、精神障害の方の相談員をしている立場として、個人的なものになるかもしれないんですが、今の介護保険なり自立支援法は在宅というのを非常に大切にしているんですが、今現在、この経済の急激な変化ですね。いわゆるどうしようもない不況という中で、在宅を支えている方たちの収入は大幅に減っていて、特に住宅ローンを抱えている、あるいは学齢の方のお子さんがいらっしゃる、高齢のお父さん、お母さんがいる方たちを支えている方々が、非常にもうぎりぎりの状態で在宅を保っていると思うんです。ただ、今現在、在宅をなくというのは、なかなか福祉を語れないと思いますから、意外と批判的になるかもしれませんが、いわゆる介護保険が例えば家族への現金給付みたいなものがあればいいかもしれないし、あるいは自立支援法でも家族の現金給付でもあればいいけれども、それが無い現在では、そういう方たちに対する在宅手当というんですか、そういうものを含めると、多分第4節の、行政の施策展開における留意点にかかわると思うんですが、今現在は福祉あるいは社会保障の対象ではない方、いわゆるぎりぎりです保っているけれども、あと一步で大きく家族ともども転落してしまう方への何か支援策みたいなのが、行政の方も考えていただけるといいのかなという気がします。つまり、福祉の対象の方、潜在的な対象者というものを検討していただけるといいのかなという気が、個人的には思っています。

○高橋分科会長 ありがとうございます。

これちょっと三浦先生に、後でコメントを。やっぱり日本の場合は、介護保険と生活保護の間のアローアンスというか、社会手当がとても未成熟なんですよね。住宅もそうですけれども、住宅扶助って単給をもっと入れてもいいと思って、医療扶助があんなに単給を出して、あれは生活保護の半分食っていますから、それが実は社会的入院の原因になっているというふうに、私は思っています、そういうことを含めて生活保護の問題があるんですが、これは東京都としてはいかんともしがたい。それを今までは、それなりに潤沢のときは東京都が独自の手当をつくったりしてきたわけですが、どうもそういう環境にはもうないというふうに思っていて、そこら辺はなかなか今のご指摘は大変大事なご指摘ですが、ちょっと厳しい状況だなと思いつつ、しかし現実の中でどういう工夫をしたらいいか、これは知恵を出していただかなければいけないことかなと思っています。

ありがとうございました。

川尻委員、それから小濱委員、何かコメントがありましたらご発言いただければ。

○川尻委員 ご指名をいただきまして、ありがとうございます。川尻でございます。私もなかなか日程調整がうまくいなくて、欠席が多くて大変申しわけなく思っております。

私は民生委員、児童委員という立場でこの会議に参加をさせていただいているというふうに認識をしております。皆さん方がおっしゃられていましたように、この意見具申にかかわるまとは大変よくできているんじゃないかなというふうに思います。

私のほうからは、ちょっと一言だけ申し上げたいのは、実際に民生委員、児童委員という立場で地域で活躍を、活動しているという中からすれば、やはりこの1,200万を超える東京の人口の中で民生委員、児童委員が1万人、今度も一斉改選、11月で終わるわけですが、現状では定数が1万461人という形でそれぞれの区市にまたがって活動しているんですが、いかんせん東京の平均受け持ち、1人の民生委員の受け持ち世帯が630ぐらいでしょうかね。多いところ、少ないところはあるんですが、国の基準は区部で440、市部で380という1つの基準がございますが、これは都道府県知事の配慮で変えることができるという法律になっておりますので、東京都のご指導で今のところそういう状況でやっております。

1つ申し上げたいのは、この居住に対することで、私も団地族なものですから、昭和43年に入居したんですが、40年、大阪万博が開催されるという段階でできた団地というのは、本当に欠陥住宅があったりしたんですけれども、原則的に6階建てにするとエレベータをつけなきゃいけないというので、当時の住宅公団はすべて5階建てでございます。現在は43年ごろ入居した、私どもの年齢層で言えば、比較的子どもが小さい方をお持ちの方ですから、4階、5階を

希望されました。現在は全部独立されて外へ出られて、残っているのは高齢者。4階、5階、手すりもない、屋根もない。そういう生活を、今、団地で生活されている高齢者はいっぱいでございます。

したがって、やはり私たち民生委員が見守りをするという形の中でも、民生委員もそろそろ高齢化が進んでくると、都営住宅のようにフロアがだーっといっていないので、5軒、5軒で1つの階段ですから、上がったり下りたり、上がったり下りたりしなきゃならない。5階へ行ったら、配布物をして、全くなかなかお目にかかれない。しかも、夜行って明かりがついているかどうかというような状況の中で、今、民生委員、児童委員は特に活動しているわけです。

昨今はオートロックマンションができましたので、なかなか今度は1軒行って、そのついでに回ろうと思うとおしかりを受けるというような状況の中で、これは私はやはり、今、一番私たちと連携をきちっとやっていかなきゃいけないというのは、町内会自治会だというふうに思っているわけですが、この町内会自治会が加入率が落ちているというところに、大きな地域の力という点では劣ってきているんじゃないかなというふうに思います。

これは、町内会自治会のご指導も東京都の方できちっとやられているというふうに思いますし、そういう面ではぜひ、今後そういうことをお願いしたいというふうに思います。

それから、長くなって申しわけございませんが、一時、私、老人クラブ連合会のほうにかかわっておりましたが、退職サラリーマンと老人クラブと、国の予算をいただいて交流会をやった年がございました。これは大都市圏に限ってということであったんですが、交流しても、結果的には大企業に就職して退職された方はOB会があって、ゴルフだ、やれ何だと、結果的にみんなそっちへ流れてしまって、地元の老人クラブには入らない。したがって、地域の中ではだんだんと衰退していく。体が動かなくなって初めて地域に目を向けるという方々が非常に多いわけでございます。ですから、民生委員、児童委員の活動自体が、児童虐待も含めてそうですが、そういう現実がやはり社会福祉の中にはあるということ、私はぜひ皆さん方に知っていただきたいと。

また、生活保護世帯についても、今は私たち民生委員としてのかかわりは区市によって千差万別です。全くかかわらないところもございまして。もともと戦後、この生活保護の補助機関という形でスタートした問題が、今、協力機関になった。その協力も個人情報の影響で、全く情報が上がってこないというような現状がございまして。国、東京都からも区市町村に対して民生委員は守秘義務があるんだから情報を流しなさいという通達をいただいておりますが、区市それぞれで条例があって、この条例で縛られていて、いまだに私どもの方では町内会自治会とう

まくいかないというところがそういうところにあります。

あなたたちが推薦しているのは、自治会町内会だぞ、俺たちが推薦してやっているのに何で情報を流さないんだというおしかりも日常茶飯事のように、どこかで起きております。そういったことで、地域の中できちっとやって活動して、地域のためにという思いがあっても、なかなかうまくいかないというのはそういう点があるというふうに私は思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋分科会長 ありがとうございます。

では小濱委員、何かご発言がありましたらよろしく願いします。

○小濱委員 今の川尻委員の見解については、高橋先生は何か、それをお話ししてから私のほうがちょっとお話しできるかと思えますけれども。

○高橋分科会長 これはなかなか民生委員論というのは、また別途これだけで議論をしなければいけない、そういうテーマだというふうに認識しておりますので、それから地域の町内会の問題も、これは地域づくりと、町内会というのは行政がある意味で補助的にずっとお願いしてきたという機能と自主的な住民自治の単位という機能と両方あって、それがさま変わりをいろんなことをしているということがございまして、これも関連しつつ各論として深めなければいけないテーマだという、そういう認識でございまして、ひとつよろしく願いいたします。

○小濱委員 すみません、余計なことを申し上げました。

私は今回が初めてでございまして、ちょっと事前に読ませてはいただいたんですが、非常にレベルの高い報告書と申しますか、意見具申ということで、意見を述べるにはちょっと口幅つたいなと思えますので、ちょっと感想だけ述べさせていただきますと、先ほど高橋先生がおっしゃったように前提崩壊社会ですか、こういった言葉が何かこの意見具申の中にもう少し入っているといいかなという感じがします。その人口の問題は数字で明らかになるんですけども、やっぱり社会認識としてこういうニーズが何で出てくるんだろうといったときに、言葉もすべてすごい言葉だと思いますので、その前提崩壊社会というようなものを、社会に広めていくというか、そういうことも、先ほど浮田さんがおっしゃっていたんですけどか、アピールするという意味ではよろしいんじゃないかと思えます。

それから、今、川尻委員のほうからお話があった件について、すみません、申し上げますと、いろんな社会資源がありながら、その社会資源に余り触れていないんですけども、何ページでしたっけね、57ページの上の丸の4つ目で、いわゆる通所系についてNPO等がというような形で、NPOの話がここにぱっと出てきて、NPOを非常に高く評価していらっしゃるのか

と思うんですが、ちょっとこの具体例が参考事例の1、2の前のほうが「ふるさとの会」がそうなのかもしれませんけれども、何かこうNPOだけがぽっと出てくるというのがちょっと、私どもの社会福祉協議会とか民生児童委員とかという、いわゆる地域である意味、余り知られてはいないのかもしれませんけれども、それぞれに地域の中で区市町村、社協なり民生児童委員なりの方々が動いているところがちょっと見えなくて、NPOみたいなのがぽっと出てくると、ちょっと違和感を感じたなというところでございました。

すみません、余計なことを申し上げました。

○高橋分科会長 ありがとうございます。やっぱりイノベティブなというか、そういうものを取り上げる文脈の中で議論したということでご理解をいただきたいんです。新しい状況に対応するのに、私も随分、社会福祉法人とは長くつきあってきたんですが、この間もある東京都内の社会福祉法人の施設長があらわれて、新しいことをやりたいと言うと理事会が全部握りつぶすという相談に来たという。これは収益に合わないとか、税金を払っていない組織が何でそういうことを言うんだと、彼女は怒っていたんですが、これほどことは全く申し上げると差し障りがある。やっぱりどうも社会福祉法人がちょっと保守的になり過ぎているという印象が、私は社会福祉法人の改革問題をずっとお引き受けして以来、その懸念がぬぐえないんですね。

という、社会福祉法人本来のスピリッツとかミッションに返ってほしいという、そういう願いがあってそういうことを申し上げるんですが、ちょっと、多分恐らくそれと関係して会長のほうから補足もいただけないでしょうかということ。

○三浦委員長 今の補足というか、全体的な流れを話しながら若干触れていきたいと思いますが、ただ、今のちょっと話になると、例えば社協だとか、ここには触れておりますけれども、逆に言うと社協なんかこの答申をどう受けとめるかと、要するに新しい互助というふうなものを社協活動の中でどうやって生かすのかという、むしろそれが大変重要なんじゃないかというような感じがしましたね。実は社協自身は、もともと私は非常に社協びいきでずっと進めていたんですけども、最近社協という意味が余り見えなくなってきたんですね。

そう意味でいくと、逆に言うと、僕はこういったことを社協全体がどう受けとめているかということあたりが、今回の訴えの中でお願したいことだというふうに逆に考えておまして、ちょっと言い方が変な言い方になりましたけれども、そういうことで今回の報告書を先ほど、だれに対して出すかという話で、わかりやすさの議論がありました。

もう一つ、わかりやすさの議論と同時に、これは一応東京都に対する意見具申ということになりますから、ものすごく限定はあるかと思いますが、ただ、それをわかりやすくする

ということについては、先ほど分科会長がおっしゃったように、いろいろ工夫したほうが良いというふうに思っております。

ただ、どうも今回のような、新しい局面である意味である意味で、多分社会福祉の学会におきましても大変問題になるような大胆な問題提起、考え方を打ち出してきたような感じがしまして、それだけに、余計わかりやすくというのは難しい点があるのかもしれませんが。特に、新しい互助の議論なんていうのは、これはこの前のときにも随分議論が出たわけで、つけ足してもらっておりますけれども、全体を見ながらなお、きちっとわかったところとわからないところがやっぱり残ってくるんじゃないかなというふうなことを、これはむしろ、これからそういう問題提起の中で議論をしていくという形が良いかないかと思ったりしております。

それはともかくとしまして、今回のこの大変ご苦勞をかけまして、大変僕はいい、素晴らしいと言っていい、良い内容になってきているんじゃないかというふうに思ったりしております。今日は、特に第1章1部のほう、改革の歴史については、特にご意見等はなかったんですけども、東京都の立場としましては非常によくまとまってきたというふうに私は思いますし、それを踏まえた上での第2部で、特に問題意識としまして第2部でやっぱり問題としたのは、一番、分科会長が出されましたように、やっぱり今の状況をどう考えるのかと。つまり、先ほどの前提崩壊、私もいい言葉だというふうに思いますね。今までの既存の枠組みがもう通用しなくなってしまったと。そこで、本当にイノベーションを使用するというふうな時期に入ってきたんじゃないかという、そういうふうな問題意識の上で、これは実は書かれているんじゃないかなという感じがしておりました。その点でも、私は大変、これは重要な問題提起をされておるなというふうな印象を受けております。

そのように中身については取り計らっているんだけど、先ほどちょっと気になっていたのは、先ほどの競い合いということにつきましても、ちょっとよくお話に出ておまして、それでいいのかと、そのときからマンパワーの確保という問題について両立するのかどうかという、それをつなぐものは何かという、大変重要なご指摘が本日あったと思います。

実は、私の理解では、この競い合いというのはまさしく市場原理を福祉のほうへ導入してくるという、特に従来の組織型福祉から、契約型福祉への転換を図ってきたという基礎構造改革以降の場合の出てくる資源の調達等を含めまして、大変重要な議論だというふうに思うんです。

その中で、競い合いというふうなことが、東京都はいったんここに出してきたということは、非常に評価していいことじゃないかと思えます。

ただ、ややもすると競い合いが経済的な意味での、経済市場における競い合いというふうな

受けとめられがちなんです。実は、社会福祉におきましても、この意味の議論というのが、つまり営利企業を、つまり企業をモデルにする形の競い合いという、そういうふうな面が非常に強くなり過ぎておるといった感じがしました。

そうすれば確かに効率性等々の点は上がるかと思えますけれども、実は、当然そこに成り立つのは先ほどからご指摘のあったとおりだろうと思っております。

競い合いという場合に、経済的市場の場合の競い合いというのは、1つにはやっぱり経済というのはパフォーマンス、つまり利潤追求ということがある前提の上で競い合うというふうなことになるわけで、福祉論から言うと、これはよう考えたら、その場合には、利潤局在かというふうな、そういうふうな観点からの競い合いというふうなことでは恐らく通用しない。ただ、しかしながら、質を高めるとか、できるだけパフォーマンスのそれでもミッションを持ってありますから、ミッションを高めてくれるかということをお互いが競い合うということは大変重要なことじゃないんだろうかと。

今はどちらかと言うと、行政が言ったものを協働するというふうにやってきたものに対して、そうじゃなくして、そういうことをお互いに競い合ってくると大変重要な意味だと思ひまして、だから、その点では競い合いという言葉は、私は一概に否定できるものではないと思ひますが、ただ、今ご指摘あったように、それをつなぐものは何だったのかというと、競い合いの前提にあるべき、経済のパフォーマンスじゃなくして、それぞれがやっております社会で何をなすかという1つのミッションがあるんですね。

それと、この新しい互助というのは大変重要なことだというふうに思っております。この一連の議論につきましてはですね。この中、3つの例えば50ページですね、これ前の、この場合における、改革の中に出てきた議論ですけれども、これ3つのつまり地域の力、民間の力、行政の力という、これが今回の場合も通用してくるわけですから、例えば民間という場合は市場になっておりますが、これはやっぱり代表は企業だと思ひますね。

僕は、この変化の中においては、企業自身が大きく変わらなければならないという、そういう時期へ入ってきているんじゃないかと思ひます。ということで、今回のあれが企業の問題というのが余り出ていないんですね、ここでは。ところが企業自身が相当心がけを改めてもらわないと、実は余り何もできないんですね。

しかし、それは企業にそういう面がないのかといえば、実は随分あるんですね。実際にいろんな活動を見てきますと、例えばきょうはこの辺、まだ触れておりませんが、ぜひ触れておってほしいのは、コミュニティービジネスの議論が出ております。と同時に、社会的企業

というふうなことが、今、新しい社会福祉のイノベーションの中で出てきている。社会的企業の議論などもあるわけですね。それらをもうちょっと言及してもらいたいと思うんですけども。

そうしますと、その中から出てきている社会的企業が、これは統計等を調べてみたんですけども、日本の50%はNPOなんですね。NPOにはいろんなものがありますが、NPOにも総合評価型のNPOがあれば、そうじゃなくして、一種のミッションを果たすために、1つの社会福祉の使命を果たすために、ビジネスモデル的な手法を使いますが、そういう中で利潤は求めているんじゃないと。ただ1つのミッションを達成するために市場ビジネスモデルを利用するという、こういう形が入ってきたのが社会的企業の中で随分あるわけですね。そういうふうなNPOというのも随分あり得ると。現実の例としましてもたくさんありますから。

それから、特に先ほどもちょっとお話しておりました生活保護のボーダーライン層、今まで見えなかった、そういう人たちに対する新しい働き版というので、盛んに、大阪を初めとしまして、新しい企業というふうなことに対する挑戦が始まってきているというのが実はあります。そこまでのビジネスモデルの手法的なものを、その場合、持ってきておるわけですね。そういうNPOも生まれております。

それから、先ほど言った社会的企業の中の約20%は実は株式会社なんです。株式会社というのは、金ばかり儲けるんだという固定観念があるわけです。つまり、株式会社というのは1つの組織なんですね。つまりNPOではなくやったほうがいい、ただ、銀行にいきますとNPOには金貸してくれない、やっぱり。普通の株式会社という形式を取らなきゃできないんです。金がなきゃできないということになる。だから、株式会社イコール営利企業だけじゃないんですね。その中でも、株式会社の中にも社会的ミッションに目覚めた企業というのは随分あるわけです。

例えば、障害者のための働く場を開拓するというので、スワンだとか随分ありますね。そういうふうなものなんかにもっともっと着目していいのではないだろうかという感じがします。

それでいきますと、企業イコール全部反福祉系とかいうんじゃなくて、企業自身が相当よく変わってもらわないと、何ともならないだろうと思ったんです。先ほど、民間とこういういろんな形でやはりお金をどうするのかという場合ですね。これ行政は金をそっちに出してくれませんですよ。そうするとやっぱりこれは寄付金にあわないといけない。寄付金というのは、共同募金のような感じかもしれませんが、せいぜい集まっても二百何十万、恐らく300を下っているんですね。ところが実際はそういうものでもやっていけないんですね。そのことを

実は遺言で遺産を残していったり、これは企業じゃありませんけれども、そういう人たちもおれば、企業が出しているものがあってみたりとか、いろんな形で考えなければ、実は民間とそちらのほうのをやろうと思ってもうまくとれないと。

そういう点でいきますと、この辺は触れておりませんが、企業を含めまして、従来の企業のあり方じゃなくして、もっと社会的なミッションを持つような企業というものに対する役割を期待していいんじゃないかと。実はそういったことをちょっとここで触れさせてもらえればどうかなと思ったんです。

実は、それをさらに根本的に言うと、今回の場合には、自助、それから新しい互助、それから共助、公助というのが出ております。これは昔からはやっている言葉なんですが、僕はその上で非常に気にしておったのは、社会福祉の一番基本だったのは、どちらかというと愛他主義なんです。困った人がおればそれを放置できないと。それは儲かる、儲からない関係なしに、とにかくそこに対して金を投ずるとか時間を投ずるといって、そういう歴史の、アルトルイズムというんですけれども、愛他主義です。というものが実は根底にあるわけですね。それほど大げさなものじゃないかもしれませんが、世の中にはそういう人たちも非常に多いし、またこれは非常に重要なことだと思っています。それがなければ私は福祉というのは、つまり相互扶助だけの福祉じゃだめだというふうに思っているくらいで、そういった点を考えていきますと、今の企業等を含めると、これも相互扶助全体というのは、相互だけではうまくいかないんじゃないと。そのほかにはもう一つ、ちょっと古いですけども、ヒューマンイズムとか、今言った愛他主義だとかという、一種のボランティアの根底のところは、実は福祉の場合には大変重要だと思うんです。実は、それがもう失われてきているんじゃないかと。

例えば、公的な福祉に全部埋没しまして、そういったことがいかにも時代遅れだというようになっている。現実には、しかしそういった形のものが、ある種またそれに相当移行しなきゃならないものがあるんじゃないかなと。あるいはそれにもっと期待していいんじゃないかなと。

今日は商工会議所の代表の方はお休みですけども、ぜひ、私はそちらにも申し上げたいのは、そういう意味で企業自身ももっと社会福祉だとか社会的なこういうものについて関心をもってもらえるような、そういったことを含めて実はこの中に出していただきたい。だから、新しい互助ということは、非常に私は重要だと思いますと同時に今、潜ってしまったような、言葉は適当じゃありませんが、愛他主義なんて今時どうかと言われそうですけれども、しかしやっぱり、ただ単なるお互いさまということではなくして、やっぱり恵まれない、困った者に対しては何とかしなきゃならないという、リラクセーションボランティアというのがあるん

ですね。それは企業の中にもそれが出てくるわけです。ですから、そういったことなども、ちょっとどこかで触れていくのがあっていいんじゃないかなというふうに。

私はちょっと危機意識を持ってきているのは、実はボランタリティとかそういうアルトリズムが失われてきた福祉というのは、非常に危機感を持っておるんです。むしろ、その新しい見直しなどのところもどこかで触れてほしいなという感じがします。そこには企業の責任だとか、企業だけじゃなくして個人個人もそのことをもう一遍、振り返っていいのじゃないだろうかという感じがします。

実は、社会福祉法人が一番困ったと私が思ったのは、それを失ってきた社会福祉法人、その精神を失った社会福祉法人はもう意味がないと思っていますよ。これはもうつぶしたほうがよろしいと思っています。それにかわるべきビジネスというのは幾らでもありますから。最近、新しいビジネスが出てきました。社会福祉法人がやるような仕事というのは、ほかのビジネスがどんどんやっていきます。ただ単なる税金がただだというような社会福祉法人をやっておったんじゃ、もう存在理由はありませんよね。もう一度社会福祉法人は根底にあるべき社会福祉事業を営むための法人としてやってきておるということは、実はそういうことなんですね、根底に。

その辺のことを含めて、実は社会福祉法人の見直し等も含めることになると、この全体の議論の中でもう一つだけ、これはあくまでも、最後ぐらいで結構なんですけれども、そういったもう少し社会福祉の基本的な理念、原点ということなどをもう一度振り返って、もう一度見つめ直してみるという、その辺のところは1つ欲しいなというのが、一番最後の段階になって大変申しわけないんですが、終わりのところの結びのところぐらいに、そういったことが触れられればありがたいなという感じは持っております。

一番最初に、実は意見具申の問題提起をやった人間でありますから、途中の過程は大変いろんなもので、実によくやってくくださったと私、思っております。非常に説得力があるもの。

私は、ある意味では非常に画期的なものというふうに思っておりますけれども、蛇足を加えるとなると、今言ったようなことなどが、今後の課題として、問題としてありますよということ、最後ちょっと残しておいたぐらいはどうかと。例えば、先ほど医療との関係の、それについての批判も残された課題といいたいまいしょうか、今後そういうものが若干ありますから、例示的な形でも、そんな形を触れてもらえればありがたいなというふうなことを書いておく。これは分科会長ということよりも、あくまでも個人としての発言だということに受けとめていただければありがたいと思います。

○高橋分科会長 考えてみたら、東京養育院は初代委員長は渋沢栄一ですからね。それを思い出せという。やっぱり東京都としては、渋沢栄一の今、再評価というのはまさに「論語と算盤」という話ではありますが、やっぱり今の会長に私なりにちょっとレスポンスをさせていただくと、実は鳩山内閣のときに新しい公共という言葉がつけられたんですが、僕はあれ、基本的に間違いだと思っております。新しい民間がないと、要するにパートナーシップ、だからそれが多分、大変有名なドイツのボッシュがそうですが、あれは企業のサステイナブルな投資以外は全部社会貢献に使うという、そういう株式会社なんですね。それで、ボッシュ財団というのは強大な社会貢献もしているわけですから、それは市場主義のアメリカでも、竹中平蔵は一言も触れないけれども、やっぱりチャリティーの強烈な力というのはあるわけで、これ日本は渋沢栄一以来、大原孫三郎を經由してそのスピリッツは綿々として残っているはずなのが、それが多分福祉の原点だということは、まさにおっしゃるとおりです。

これはむしろ宿題を出していただいたということで、できれば「おわりに」の中でそういう指摘をぜひ受けて、チャリティーというのはやっぱり、平岡さんのご専門でイギリスでも脈々と残っていますよね。それを民間という、ボランタリーとかチャリティーとかというのが脈々と残っていて、どうもテレビの24時間だけに使わせる言葉ではないような気がしていて、そのチャリティーとかそういうことの意味をもう一度考え直すようにという、そういう、これは多分、社会福祉法人のあり方論というのが、まだ本当に。いや、僕ははっきり怒っているのは、9兆円の介護報酬のうち、1兆円を蓄積したという老施協の元会長の発言はあれは何だかつて怒っているんですが、そういうことを含めて社会福祉法人あり方論につながるような芽をあとがきの中でぜひ考えたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしく、ちょっと事務局と相談をさせていただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、お約束の時間も過ぎつつありますので、今後の取り計らいについて少し申し上げたいというふうに思っておりますが、きょうのご意見をいただきながら意見具申を事務局とご相談して修正をさせていただきたいと思っております。これについては、事務局と委員長、副委員長一任ということでひとつよろしく願いいたします。

総会も後ほど事務局からお話があるとおり予定されておりますので、それを踏まえて事前にご覧いただける資料をお送りしてご検討していただいて総会に臨んでいただくという、そういう取り運びで考えさせていただきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

そんなわけで、きょうは大変的確なご意見、ご指摘をちょうだいいたしました。これを踏まえて、事務局と作業を継続させて、最終的な意見具申まで仕上げる作業をさせていただきたい

と思います。それでは、これにて審議は終わりということで、事務局の方にお返しをいたしますので、よろしくお願いいたします。

○奈良部企画担当課長 本日は、遅くまで熱心にご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

今後の予定について、冒頭にちょっと述べさせていただきましたけれども、次回になりますが、いよいよ総会という形で開催させていただきます。お手元に開催通知を配付させていただいておりますので、ご確認ください。日時が11月15日月曜日の午前10時に予定しております。事前に委員の皆さんにお伺いしまして、なるべく大勢の方が集まれる日という形でこの日にさせていただきますと思っております。場所は第1本庁舎の33階で、今日はS 6 なんですが、反対側のN 6 の会議室になります。

この総会で第18期の社会福祉審議会は終了する予定ですので、お忙しい中恐縮ですけれども、なるべくご出席くださるようよろしくお願いいたします。

本日は机上のほうに出欠表を置かせていただきましたので、封筒もございますので、後ほどお帰りになってお出しいただいても結構ですし、今日、そのまま記入して置いていただいても結構です。

事務局からは以上になります。今日はどうもありがとうございました。

午後8時30分

閉 会